

## 公 告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）附則第5条第1項の規定による変更の届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり公告するとともに当該届出に係る書類を、この公告の日から4月間静岡市経済局商工部商業労政課において縦覧に供する。

なお、当該大規模小売店舗周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、大規模小売店舗立地法第8条第2項の規定に基づき、この公告の日から4月以内に静岡市に意見書を提出することにより、これを述べることができる。

平成22年2月24日

静岡市長 小嶋 善吉

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
ニトリ静岡インター通り店  
静岡市駿河区緑が丘町805番7外
- 2 届出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名  
株式会社ニトリ 札幌市手稲区新発寒六条一丁目5番80号 代表取締役 似鳥昭雄
- 3 変更事項
  - (1) 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項  
駐車場の収容台数  
(変更前) 94台  
(変更後) 141台
  - (2) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項
    - ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の閉店時刻  
(変更前) 20時  
(変更後) 21時
    - イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯  
(変更前) 9時30分から20時30分まで  
(変更後) 9時30分から21時30分まで
- 4 変更年月日
  - 3の(1) 平成22年10月19日
  - 3の(2) 平成22年2月23日
- 5 届出年月日  
平成22年2月18日